

第三部 土木建築部の基本方針

1. 基本方針

防災安全の確保や都市基盤の整備など、安全・安心なまちづくり方針のもと、道路、河川、市営住宅等の整備を推進するとともに、人口減少社会を見据えた住宅政策を進めています。

また、高度経済成長期に建設され老朽化した施設などの長寿命化や効率的な維持管理については、コスト意識を持って取り組んでいきます。

2. 重点項目

■ 土木管理課

これまでに策定した「大分市道路整備保全プログラム」や「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、効率的かつ効果的な道路整備のための道路種別に応じた舗装の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を進めています。

民地から道路上にはみ出した庭木や生垣、立て看板、のぼり旗、乗入ロック等により、安全で快適な通行に支障をきたすなどの状況も多くなっていることから、市報・ホームページ等を通じて注意を喚起するほか、改善等の指導を行います。

また、土地の最も基礎的な情報である「地籍」を明らかにし、記録する地籍調査事業や、公共基準点等の管理に係る事務を行います。

■ 道路建設課

安全・安心な道路空間の確保を目指すとともに、コスト縮減を図りながら工事の早期発注を行うなど、道路改良事業に取り組み、市道の早期整備を進めます。

また、各種修繕計画、保全プログラムに基づき修繕や予防保全を計画的に実施し走行性・安全性の確保を図ります。

■ 道路維持課

安全で快適な道路機能を維持し、良好な状態に保つよう道路維持事業や交通安全対策事業に取り組んでいます。

また、主たる事業として道路の舗装修繕、法面修繕、路肩等の除草及び街路樹管理を年間業務委託によって効率的に実施します。

■ 河川・みなと振興課

台風や集中豪雨などの自然災害にも強い、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、河川改修事業や急傾斜地崩壊対策事業及び浸水対策事業を推進していきます。また、洪水や土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配布するなど、自然災害に対する防災意識の向上に努めるとともに、危険箇所や避難場所等の周知により、減災に向けた取り組みを進めています。

■ 建築課

「公共建築物は市民共有の資産である」との認識の基、各課からの新築・増改築・營繕等の設計・工事依頼に対して、付加価値を高めながら建物の品質確保に努めるとともに、経済効果の観点からも可能な限り早期発注に取り組みます。

また、公共施設の再編に不可欠なアセットマネジメントの視点から適切な維持管理や保全に基づいて、良質な公共施設を長期的な活用ができるよう図っていきます。

■ 住宅課

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

郊外型住宅団地の活性化を目的とした「ふるさと団地の元気創造推進事業」では、平成22年度から事業を開始しこれまで4つの団地で事業に取組んできました。今後も市内の5ha以上の団地を対象として、郊外型住宅団地の活性化に取組んでいきます。

また、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和4年3月に策定した「第2次大分市空家等対策計画」に基づき、周辺の住環境に悪影響を与えていた空家等の除却に対し補助する「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」を拡充して取り組むとともに、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空家等改修支援事業」に取り組みます。

公営住宅の適切な更新を目的として、「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の建替え、また公営住宅の長寿命化のための維持保全工事である外壁改修工事等に取り組みます。